
職員の不適切な事務処理の再発防止への取組み について

- 1 工事発注に係る落札決定の誤り
- 2 介護保険料の賦課決定の誤り
- 3 事務処理ルールによらない物件補償契約の締結

平成29年12月
秦野市

はじめに

昨年度、「土地収用手続における法令違反行為」、「下水道事業債の過大借入れ」、「公共下水道汚水の誤接続」及び「公共下水道使用料の賦課漏れ」の4件について、不適切な事務処理事案として調査及び再発防止策を取りまとめ、公表いたしました。

日ごろのコンプライアンス推進のため、実効性のある体制の確立に向け、本年度はその基本方針等の策定に取り組んでいる中で、「工事発注に係る落札決定の誤り」、「介護保険料の賦課決定の誤り」及び「事務処理ルールによらない物件補償契約の締結」といった不適切な事務処理事案が続けて明らかになりました。

昨年度の教訓があったにもかかわらず生じたこれらの事案は、市民の皆様からの市への信頼を再び失墜させたものであり、市長として忸怩たる思いであります。

これら事案について調査と再発防止策の取りまとめを指示し、「秦野市コンプライアンス推進委員会」において協議を行いましたので、その結果について報告をするものです。

市民の皆様にご改めとお詫び申し上げますとともに、今後も引き続き、本市のコンプライアンス推進体制の整備を進め、組織としての秩序維持及び職員の意識醸成と資質向上を図り、市民の皆様から信頼される市役所となるよう、全力で取り組んでまいります。

平成29年12月13日

秦野市長 古谷義幸

再発防止に向けた取組みの目的とその経過について

この「秦野市職員の不適切な事務処理の再発防止への取組み」は、秦野市コンプライアンス推進委員会及び同委員会が設置した調査部会において、「工事発注に係る落札決定の誤り」、「介護保険料の賦課決定の誤り」及び「事務処理ルールによらない物件補償契約の締結」の3件について、事実関係と原因の調査及び再発防止への取組みをまとめ、全ての職員が今後の業務に生かし、こうした事案を再発させないことを目的とするものです。

【委員会及び部会の開催経過】 ※本件事案に係る会議のみ記載しています。

(1) 平成29年度第4回秦野市コンプライアンス推進委員会

ア 期日 平成29年11月2日（木）

イ 議事

不適切な事務処理事案等について

(ア) 工事発注に係る落札決定の取消しについて

(イ) 介護保険料の賦課決定誤りについて

(ウ) 事務処理のルールによらない物件補償契約締結について

(2) 平成29年度第3回調査部会

ア 期日 平成29年11月9日（木）

イ 議事

(ア) 調査部会の組織等について

(イ) 部会長職務代理者の選出について

(ウ) 各事案の調査及び再発防止策について

(3) 平成29年度第4回調査部会

ア 期日 平成29年11月20日（月）

イ 議事

各事案の再発防止策について

(4) 平成29年度第5回秦野市コンプライアンス推進委員会

ア 期日 平成29年11月29日（水）

イ 議事

(ア) 調査部会からの報告について

(イ) 再発防止への取組み（素案）について

事実関係と原因及び再発防止のための取組み

1 工事発注に係る落札決定の誤り

(1) 事実関係

平成29年10月11日に財務部契約課において落札を決定した、「平成29年度萩が丘配水管改良及び市道864号線道路舗装並びに雨水マンホール蓋外補修（萩が丘）工事」に係る落札者の決定過程で最低制限価格（失格基準価格。以下同じ）の算定を誤り、落札者に変更を生じさせた。

そのため、誤った落札決定を取り消し、全ての入札参加事業者に経緯等を説明したうえで、本来の落札者に差し替えたものである。

本案件で入札の対象となった工事は、「配水管改良工事」と「市道の舗装工事等」とで構成されている合併工事である。

本入札は総合評価方式で行われ、9月20日に入札公告、10月4日の入札書等提出期限までに11者が応札した。同月5日の開札事務に当たっては、財務部契約課の本案件担当職員が、他の業務に従事する必要があったため、課内の別の職員が引き継いで行ったものである。

その際、開札に伴う最低制限価格の算定に当たり、合併工事であったことを見落とししたため、誤った最低制限価格により落札候補者が選定され、同月11日に2次審査を実施後、落札決定をしたものである。

その後、同日中に入札に参加した事業者から最低制限価格の再確認を求められ、契約課で精査したところ、最低制限価格に誤りがあり、誤った落札決定を行っていたことが判明した。

(2) 落札者差し替えの考え方

本案件の落札決定は、職員のミスを媒介として意思形成過程に錯誤があったものであるが、意思表示の錯誤無効について定める民法第95条の規定により当初の落札決定を無効として取り消し、落札者を本来の落札者に差し替えることとした。

同様の事例の場合に入札事務をやり直した他の自治体のケースも見られるが、入札事務自体は適正・適切に行われたため、入札に参加した事業者に説明をしたうえで、正当な落札者に対して決定通知を発したものである。

(3) 原因

ア 事務手続のノウハウの共有不足

財務部契約課の本案件を担当する職員が本案件の最低制限価格の計算方法も含めた引継ぎ事項を記した文書を作成し、当日開札を担当する職員に渡したものの、口頭による補足説明がなく、さらに、開札事務に当たった職員は当該文書の説明内容を読み落としたため、最低制限価格の算定誤りが生じた。

また、財務部契約課として、開札の手順、最低制限価格の算出、落札候補者の決定、落札者の決定といった一連の事務処理について、マニュアルやチェックリスト等は作成されておらず、課内でこれらの情報が共有できる状態にはなかった。

イ 事務処理のチェック体制の不足

総合評価方式による今回の事案の場合は、開札の際に最低制限価格を算定していたが、複数人による金額や事業者名のチェックは行われていたものの、算定基礎数値のチェックや確認が行われていなかったため、単純なミスである誤認が見落とされ、最低制限価格の算定誤りが生じた。

(4) 再発防止のための取組み

ア マニュアル等の整備

今回の事案は直接事務を担当しない職員が担当職員から引継ぎを十分に受けなかったことが原因の一つとして考えられるため、事務引継ぎにおいては、関係する複数の職員が十分に確認できる形で行う。

また、担当外の職員も適切に事務処理できるよう、開札の手順や最低制限価格の算出、落札候補者の決定、落札者の決定といった一連の事務処理の流れをマニュアル化やチェックリスト化し、課内で共有する。

イ 事務処理の見直し

総合評価方式による今回の事案の場合、開札の際に担当職員がその場で最低制限価格を算定しているが、管理職職員も含めた複数の視点によるチェックが事前に働き、リスクを抑えられるよう、算定手順の確認等を開札開始前までに、時間的な余裕を持って行う。

また、算定に当たっては極力人為的ミスをなくすため、各データを入力後に自動計算するなど、表計算ソフトをより活用するよう見直す。

その際は、最低制限価格の算定過程を確認しやすいよう、直接工事費や算定に係る計算式など、各要素が表上で見えるように工夫する。

2 介護保険料の賦課決定の誤り

(1) 事実関係

平成29年10月16日に福祉部高齢介護課において、市民から介護保険料の問合せを受け、その算定内容について確認したところ、平成28年度の賦課に誤りがあることが判明した。その後、介護保険料を算定する介護保険システムのプログラムを調査した結果、本来なら控除してはならない「土地・建物の譲渡所得の損失額」及び「先物取引に係る損失額」を控除しており、平成22年度以降（平成21年度以前は市民税課税情報の保存年限を経過しているため不明）の累計で88件、145万2,935円について、実際よりも低い額で賦課していた（そのうち、介護保険法第200条第1項の規定による2年の時効消滅のため、遡って請求することができない額は、95万875円）。

(2) 原因

ア 算出プログラムの誤り

「市民税課税情報から介護保険料の算定基礎となる合計所得金額を算出するプログラム」（以下「算出プログラム」という。）において、本来、総合課税に係る所得から控除することのできない「土地・建物の譲渡所得の損失額」及び「先物取引に係る損失額」を控除しないようにする処理がされていなかったため、誤った算出方法で計算した合計所得金額を介護保険システムに取り込んでしまったことから賦課誤りにつながった。

イ 関係課間での連携・情報共有の不足

賦課を誤っていた期間は特定できないが、介護保険制度がスタートした平成12年度からであった可能性がある。長期にわたり算出プログラムの誤りに気付くことができなかった要因として、税制体系に関する知識・理解を深め、税制改正などに対応することや、算出プログラムの仕組みについての理解を深めるための関係課との連携が不足していた。

ウ 事務処理のチェック不足

システムの導入や変更の際、さまざまなパターンを想定したチェックが不十分で、また、複数の視点による確認をしていなかったことから、算出プログラムの誤りが発見できなかった。

(3) 再発防止のための取組み

ア 財務部市民税課との連携による算出プログラムの修正

今回の事案において算出誤りのあった合計所得金額については、財務部市民税課における算出と同様のため、介護保険料のシステムにおいて独自に算出するのではなく、財務部市民税課の合計所得金額算出プログラムの利用を検討する。

イ 関係課間での保険料算定等に係る情報共有

保険料算定の基礎となる税制改正の情報が確実に入手できるよう市民税課等と連携する。また、算出プログラムにおいて、収入額や控除額がどのように関わり、どのように計算された結果なのかについて、その手順を図式化し、関係課間で共有することで、算出プログラムの仕組みについての理解を深める。

ウ 事務処理手順の確認の徹底

税制改正等に伴うシステム変更の際には、あらかじめさまざまなパターンを想定した確認用のチェックリストを整備し、複数の視点により正しく手直しされているかを確認する。

3 事務処理ルールによらない物件補償契約の締結

(1) 事実関係

平成29年10月17日に建設部道路整備課において、「平成28年度市道153号線改良工事」に係る物件補償（電柱電線の移転）の補償金（112万7,450円）について、東京電力パワーグリッド株式会社から支払の督促があり、確認したところ、担当職員が契約締結のために必要な事務手続を行わず、また、建設部所管の公印をその管守者（建設部建設管理課長）の書面確認を受けずに使用して契約書を作成し、これにより、同社による移転工事が完了していたことが判明した。

なお、同社との物件補償関係書類を紛失し、個人で負担する方法を模索するため、同社に対し曖昧で誠意のない対応を繰り返していたことも明らかとなった。

また、同工事においては、東日本電信電話株式会社への物件補償（電気通信線路）についても同様に、内部事務手続を行わないまま契約書を作成し、本年5月に、同担当職員の個人負担により補償金相当額（11万4,100円）を支払っていたことも判明した。

(2) 原因

ア 法令順守に関する職員意識の欠如

建設部道路整備課の担当職員は、他の職務を優先したため、本工事に係る物件補償契約書作成業務を先送りしていたが、契約書が必要な時期が到来したことから、内部事務手続を行わず、契約書を作成した。その後、東京電力パワーグリッド株式会社との物件補償関係書類を紛失し、契約に係る不適正な事務処理とともに、それらの発覚をおそれたことから、東日本電信電話株式会社に対しては個人で負担をし、さらに東京電力パワーグリッド株式会社に対しては個人で負担する方法を模索するため、曖昧で誠意のない対応を繰り返していた。

相手方への支払を個人で負担し、あるいはそれを考えていた点からは、契約の相手方や市に対しての悪意は感じられないが、組織として事務を行っている以上、自らの誤りを隠そうとする一連の行為は、法令順守に関する意識が欠如していたと言わざるを得ない。

イ 事務処理過程のチェック不足

担当職員が抱える工事案件について、管理職職員による進行管理やチェックが欠落していたことや、担当職員間での連携機能が働かなかったことから、当該工事の物件補償に係る事務が、必要な内部処理を経ないまま進められていたことを把握できず、相手方からの指摘により判明することとなった。

ウ 公印管理及び決裁文書確認の不履行

当該工事の物件補償に係る事務において当該職員は、建設部が所管する市長印を、その管守者（建設部建設管理課長）に口頭で了解を得て押印をしていたが、管守者が決裁文書等の確認を行わなかったことから、内部手続を行っていない書類への押印であったことが覚知できなかった。

(3) 再発防止のための取組み

ア 職員の意識を高める研修の実施

職員の法令順守の意識や適正な事務処理に関する知識を高めるため、職場内でのOJTに加え、職員研修を継続的に実施する。また、仕事の進め方や進捗状況のフォローなど、職場で人材を育成するという姿勢を明確に意識する。

イ 事務処理の進行管理の徹底

各工事案件に関して、現状の予算管理に工事の進行管理を加えるなど、チェックリストを見直し、管理職職員が中心となり、複数の視点で確認を行うよう、体制を見直す。また、職場において業務の進捗状況を相互に確認できるよう、定期的なミーティングの設定等により、課内、担当内のコミュニケーションをより密接にとれるようにする。

ウ 公印管理の徹底

公印を使用する際は、その旨を管守者又は公印取扱責任者に告げるとともに、押印文書及び決裁文書を提示のうえ、その承認の後に押印するという、基本ルールに従った使用の徹底を図る。あわせて、適正な公印管理について全庁的に周知を行う。また、勤務時間後については、会計課の金庫に預けるなど、確実な場所での厳重保管を徹底する。